

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 3 0 日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

検査料の点数の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

保医発0930第3号
令和3年9月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）を下記のとおり改正し、令和3年10月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 別添1第2章第3部第1節第1款D006-4に次を加える。

（9） 薬事承認を得ている体外診断用医薬品を用いて、アレイCGH法により染色体ゲノムDNAのコピー数変化及びヘテロ接合性の喪失を測定した場合は、本区分の「3」処理が極めて複雑なものを準用して患者1人につき1回に限り算定する。

ア 本検査は、12q14 欠失症候群、15q13.3 欠失症候群、15q24 反復性微細欠失症候群、15q26 過成長症候群、16p11.2 重複症候群、16p11.2-p12.2 欠失症候群、16p11.2-p12.2 重複症候群、16p13.11 反復性微細欠失症候群、16p13.11 反復性微細重複症候群、17q21.31 反復性微細欠失症候群、1p36 欠失症候群、1q21.1 反復性微細欠失症候群、1q21.1 反復性微細重複症候群、1q21.1 領域血小板減少-橈骨欠損症候群、22q11.2 欠失症候群、22q11 重複症候群、22q11.2 遠位欠失症候群、22q13 欠失症候群（フェラン・マクダーミド症候群）、2p15-16.1 欠失症候群、2p21 欠失症候群、2q33.1 欠失症候群、2q37 モノソミー、3q29 欠失症候群、3q29

重複症候群、7q11.23 重複症候群、8p23.1 微細欠失症候群、8p23.1 重複症候群、8q21.11 欠失症候群、9q34 欠失症候群、アンジェルマン症候群、ATR-16 症候群、22q テトラソミー症候群（キャットアイ症候群）、シャルコー・マリー・トゥース病、5p-症候群、遺伝性脆弱性ニューロパチー、レリー・ワイル症候群、ミラー・ディカー症候群、NF1 欠失症候群、ペリツェウス・メルツバッハ病（先天性大脳白質形成不全症）、ポトキ・ルプスキ症候群、ポトキ・シェイファー症候群、ブラダー・ウィリ症候群、腎嚢胞－糖尿病症候群、16p12.1 反復性微細欠失症候群、ルビンシュタイン・テイビ症候群、スミス・マギニス症候群、ソトス症候群、裂手／裂足奇形 1、ステロイドスルファターゼ欠損症、WAGR 症候群、ウィリアムズ症候群、ウォルフ・ヒルシュホーン症候群、Xp11.22 連鎖性知的障害、Xp11.22-p11.23 重複症候群、MECP2 重複症候群、ベックウィズ・ヴィーデマン症候群、シルバー・ラッセル症候群、第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群（鏡－緒方症候群）並びに 14 番染色体母親性ダイソミーおよび類縁疾患のいずれかを疑う患者に対して実施すること。

イ 本検査を実施する場合は、関連学会が定める指針を遵守し、本検査を実施する医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ 本検査は、区分番号「D026」検体検査判断料の「注6」遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関において実施すること。

2 別添1第2章第3部第1節第1款D014に次を加える。

- (33) 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA法を用いた免疫学的検査で抗カルジオリピン IgM抗体の測定を行った場合は、本区分の「27」抗カルジオリピン抗体を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査と「25」の抗カルジオリピン β_2 グリコプロテイン I 複合体抗体及び（28）の検査のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (34) 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法を用いた免疫学的検査で抗 β_2 グリコプロテイン I IgG抗体の測定を行った場合は、本区分の「27」抗カルジオリピン抗体を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査と「25」の抗カルジオリピン β_2 グリコプロテイン I 複合体抗体及び（28）の検査のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (35) 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法を用いた免疫学的検査で抗 β_2 グリコプロテイン I IgM抗体の測定を行った場合に、本区分の「27」抗カルジオリピン抗体を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査と「25」の抗カルジオリピン β_2 グリコプロテイン I 複合体抗体及び（28）の検査のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (36) 「27」の抗カルジオリピン抗体、(33)、(34) 及び (35) の検査を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発 0305 第1号)

改 正 後	現 行
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部・第 2 部 (略) 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D 0 0 0 ～ D 0 0 6 - 3 (略) D 0 0 6 - 4 遺伝学的検査 (1)～(8) (略) <u>(9) 薬事承認を得ている体外診断用医薬品を用いて、</u> <u>アレイ C G H 法により染色体ゲノム DNA のコピー</u> <u>数変化及びヘテロ接合性の喪失を測定した場合は、</u> <u>本区分の「3」処理が極めて複雑なものを準用して</u> <u>患者 1 人につき 1 回に限り算定する。</u> <u>ア 本検査は、12q14 欠失症候群、15q13.3 欠失症候</u> <u>群、15q24 反復性微細欠失症候群、15q26 過成長症</u> <u>候群、16p11.2 重複症候群、16p11.2-p12.2 欠失症</u> <u>候群、16p11.2-p12.2 重複症候群、16p13.11 反復</u> <u>性微細欠失症候群、16p13.11 反復性微細重複症候</u> <u>群、17q21.31 反復性微細欠失症候群、1p36 欠失症</u> <u>候群、1q21.1 反復性微細欠失症候群、1q21.1 反復</u> <u>性微細重複症候群、1q21.1 領域血小板減少-橈骨</u>	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部・第 2 部 (略) 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D 0 0 0 ～ D 0 0 6 - 3 (略) D 0 0 6 - 4 遺伝学的検査 (1)～(8) (略) (新設)

欠損症候群、22q11.2 欠失症候群、22q11 重複症候群、22q11.2 遠位欠失症候群、22q13 欠失症候群（フェラン・マクダーミド症候群）、2p15-16.1 欠失症候群、2p21 欠失症候群、2q33.1 欠失症候群、2q37 モノソミー、3q29 欠失症候群、3q29 重複症候群、7q11.23 重複症候群、8p23.1 微細欠失症候群、8p23.1 重複症候群、8q21.11 欠失症候群、9q34 欠失症候群、アンジェルマン症候群、ATR-16 症候群、22q テトラソミー症候群（キャットアイ症候群）、シャルコー・マリー・トゥース病、5p-症候群、遺伝性脆弱性ニューロパチー、レリー・ワイル症候群、ミラー・ディカー症候群、NF1 欠失症候群、ペリツェウス・メルツバッハ病（先天性大脳白質形成不全症）、ポトキ・ルプスキ症候群、ポトキ・シェイファー症候群、プラダー・ウィリ症候群、腎嚢胞－糖尿病症候群、16p12.1 反復性微細欠失症候群、ルビンシュタイン・テイビ症候群、スミス・マギニス症候群、ソトス症候群、裂手／裂足奇形 1、ステロイドスルファターゼ欠損症、WAGR 症候群、ウィリアムズ症候群、ウォルフ・ヒルシュホーン症候群、Xp11.22 連鎖性知的障害、Xp11.22-p11.23 重複症候群、MECP2 重複症候群、ベックウィズ・ヴィーデマン症候群、シルバー・ラッセル症候群、第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群（鏡－緒方症候群）並びに 14 番染色体母親性ダイソミーおよび類縁疾患のいずれかを疑う患者に対して実施すること。

イ 本検査を実施する場合は、関連学会が定める指針を遵守し、本検査を実施する医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ 本検査は、区分番号「D 0 2 6」検体検査判断料の「注 6」遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関において実施すること。

D 0 0 6－5～D 0 1 3 （略）

D 0 1 4 自己抗体検査

(1)～(32) （略）

(33) 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、E L I S A法を用いた免疫学的検査で抗カルジオリピン I g M抗体の測定を行った場合は、本区分の「27」抗カルジオリピン抗体を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査と「25」の抗カルジオリピン β_2 グリコプロテイン I 複合体抗体及び(28)の検査のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(34) 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、C L E I A法を用いた免疫学的検査で抗 β_2 グリコプロテイン I I g G抗体の測定を行った場合は、本区分の「27」抗カルジオリピン抗体を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査と「25」の抗カルジオリピン β_2 グリコプロテイン I 複合体抗体及び(28)の検査のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(35) 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、C L E I A法を用いた免疫学的検査で抗 β_2 グリコプロテイン I I g M抗体の測定を行った場合に、本区分の「27」抗カルジオリピン抗体を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査と「25」の抗カルジオリピン β_2 グリコプロテイン I 複合体

D 0 0 6－5～D 0 1 3 （略）

D 0 1 4 自己抗体検査

(1)～(32) （略）

(新設)

<u>抗体及び(28)の検査のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u> <u>(36) 「27」の抗カルジオリピン抗体、(33)、(34)及び(35)の検査を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。</u>	
---	--